

緊急

「日本語教育推進に関する法律」報告会

# 「これまでの日本語教育と これからの日本語教育」

—「日本語教育の推進に関する法律」の目指すもの—

2019年

7月27日 土 14:00-16:30

(13:30 受付)

名古屋国際センター【別棟ホール】名古屋市中村区那古野1-47-1

第1部 講演 14:10~14:50 講師:田尻英三氏

第2部 鼎談 15:15~16:30  
里見隆治氏 × 田尻英三氏 × 丸山茂樹氏 (進行)

## 田尻英三氏(龍谷大学名誉教授)

九州大学助手、鹿児島大学教育学部講師・助教授、福岡大学人文学部助教授・教授、龍谷大学経済学部教授を経て現在に至る。鹿児島大学在学中、国際交流基金の派遣でインドネシアバンドン市のパジャラン大学で学生と大学職員の教育に携わった。福岡大学在職中に、日本最初の地域日本語教育ネットワーク「九州日本語教育連絡協議会」を立ち上げる。日本語教育関係の著書は『外国人労働者受け入れと日本語教育』(編著、ひつじ書房刊)等。現在、ひつじ書房のHPでウェブマガジン「未草」に「外国人労働者の受け入れに日本語教育は何かできるか」<http://www.hituzi.co.jp/hituzigusa/2019/04/24/ukeire-9/> を不定期連載中。

## 里見隆治氏(参議院議院運営委員会理事・日本語教育推進議員連盟事務局次長)

東京大学卒、24年半にわたり厚生労働省勤務。その間、ハローワークや労働基準監督署での業務、長野県での雇用対策、北海道での地域振興やイギリスなどでの国際行政に携わる。EPA対策室長、リーマンショック後の日系人雇用対策など、外国人材に対する教育、雇用等の諸問題解決にもあたってきた。2016年7月より参議院議員(愛知選挙区)として国政に携わり、これまで内閣・財政金融・農林水産委員会に所属。超党派の日本語教育推進議員連盟事務局次長として法案作成、成立のために尽力してきた。現在、参議院議院運営委員会理事、参議院公明党国会対策筆頭副委員長、公明党愛知県本部副代表。

## 丸山茂樹氏(櫻文化サロン店主・一般財団法人日本語教育振興協会理事)

獨協大学卒、前I.C.NAGOYA校長。「留学生に安心安全を守る会」事務局代表。1976年、青山スクールオブジャパニーズ創設に参加、日本語教育の世界に入る。その後、大手電機会社教育センター、大手電機メーカー系語学学校マネージャー時代に中部地区初の告示校として日本語コースを立ち上げる。留学生のほか、高校生の短期日本語教育、アジア人材資金構想中部地区ビジネス日本語教育、EPAフィリピン人介護福祉士候補生第1~3期の来日後6か月間の日本語教育など、さまざまな層の日本語教育を行う。

参加費:1,500円(一般)・1,000円(大学生・大学院生)

info@seminar-sakurabunkado.com

お申込・お問合せ

櫻文化サロン  
(櫻文化堂書店)

ご氏名・ご連絡先・ご所属を明記の上  
上記アドレスまでお申し込みください。  
※領収書がご入用の方は宛名もご記入下さい



かんたん申込フォーム

共催

にほんごの  
凡人社

## 目的（第一条関係）

- （背景）日本語教育の推進は、
- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
  - ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

## 定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

## 基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

## 国の責務等（第四条—第九条関係）

- |        |              |            |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務  | ・地方公共団体の責務   | ・事業主の責務    |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

## 基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

## 基本的施策（第十二条—第二十六条関係）

### 国内における日本語教育の機会の拡充

- ・外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育
- ・外国人留学生等に対する日本語教育
- ・外国人等の被用者等に対する日本語教育
- ・難民に対する日本語教育
- ・地域における日本語教育
- ・日本語教育についての国民の理解と関心の増進

### 日本語教育の水準の維持向上等

- ・日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・日本語能力の適切な評価方法の開発

### 海外における日本語教育の機会の拡充

- ・海外における外国人等に対する日本語教育
- ・在留邦人の子等に対する日本語教育

### 日本語教育に関する調査研究等

- ・日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

### 地方公共団体の施策

- ・地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

## 日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・政府は、関係行政機関相互の調整を行うため、日本語教育推進会議を設ける。
- ・関係行政機関は、日本語教育推進関係者会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、合議制の機関を置くことができる。

## 検討事項（附則第二条関係）

国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
- 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
- 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
- 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方